

厚生労働省老健局説明資料

第3回住まい支援の連携強化のための連絡協議会（令和4年7月6日）

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

安心して地域で暮らせる住まいと支援の確保策

令和2年1月16日厚生労働省・国土交通省

高齢者単身又は高齢者のみ世帯、障害者のいる世帯や低所得世帯等が安心して地域で暮らしていくため、大家の抱える不安に対応する既存の施策・令和2年度予算案等での施策を本日時点で整理したもの。今後、新規施策等に応じて改訂していく。

<目的> <大家の不安>

<対応策>

事故や騒音等のトラブル



見守りなどの居住支援の推進

○居住支援法人の指定による居住支援の推進【国】

- ・補助金による財政的支援に加え、指定手続きや指定後の活動についてフォローする支援事業を立ち上げること等により指定を促進する

○高齢者等の居住と生活の一体的な支援の横展開【厚】

- ・以下の様な好事例の横展開を図る(地域支援事業、社会福祉法人の社会貢献活動)
※介護保険の保険者機能強化推進交付金により市町村の取組を後押し(予定)
(例1)社会福祉法人が不動産関係団体と連携し、高齢者等の入居支援と、入居後の見守りサービスを提供
(例2)空き家やアパートのサブリースの活用により、安定的な家賃収入を確保し、居住と生活支援を一体的に提供

○生活困窮者や被保護者の居宅移行支援【厚】

- ・一時生活支援事業の拡充により、訪問により見守り等の生活支援を行う地域居住支援事業を実施
- ・被保護者の無低等からの居宅移行や転居後の定着支援を一体的に実施する事業を創設

○障害者の地域生活支援【厚】

- ・障害者支援施設に入所等している障害者に住居の確保等の支援を行う「地域移行支援」、地域でのひとり暮らし等に移行した障害者に定期の訪問や随時の相談対応を行う「自立生活援助」、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行う「地域定着支援」により障害者の地域生活支援を促進

○地域共生社会の推進(次期通常国会に法案を提出予定)【厚】

- ・市町村において地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設→参加支援の中で、居住支援として見守り等の支援を推進

安心して地域で暮らせる住まいと支援の確保

孤独死等



単身入居者の死亡時の対応

○残置物の円滑な処理に関する制度等の周知等【国等】

- ・終身建物賃貸借制度(※)や残置物の円滑な処理に関する制度・サービスをわかりやすく紹介した「《大家さんのための》単身入居者の受け入れガイド」(国土交通省作成・法務省協力(H31.3))について、さらなる周知・情報提供を行う。
※賃貸借契約が賃借人の死亡と同時に終了。ただし、残置物の所有権には影響しない
- ・更なる対応について引き続き関係省庁で検討

家賃支払いの確保

○住宅扶助代理納付の活用【厚】

- ・家賃滞納者、公営住宅、セーフティネット住宅に入居する生活保護受給者の住宅扶助について、代理納付を「原則化」する

○登録家賃債務保証業者の活用【国】

- ・家賃債務保証業者の登録制度の一層の周知を図るとともに、住宅金融支援機構の家賃債務保証保険を普及することにより、登録家賃債務保証業者の活用を促進する

家賃滞納



- 各省連絡協議会の拡充 厚国等【**
厚労省・国土交通省の局長級による連絡協議会について、法務省の他、各関係団体を構成員に加える改組を行い、住まい支援について各分野のより一層の緊密な連携を図る
- 市町村居住支援協議会の設立促進 国【**
居住支援協議会の設立に意欲のある市町村に対する有識者派遣・情報提供などによる伴走支援や、都道府県による意欲ある市町村の掘り起こし支援を実施する

福祉、住宅その他の行政の連携強化

「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」(H26~28)の概要

1. 事業概要

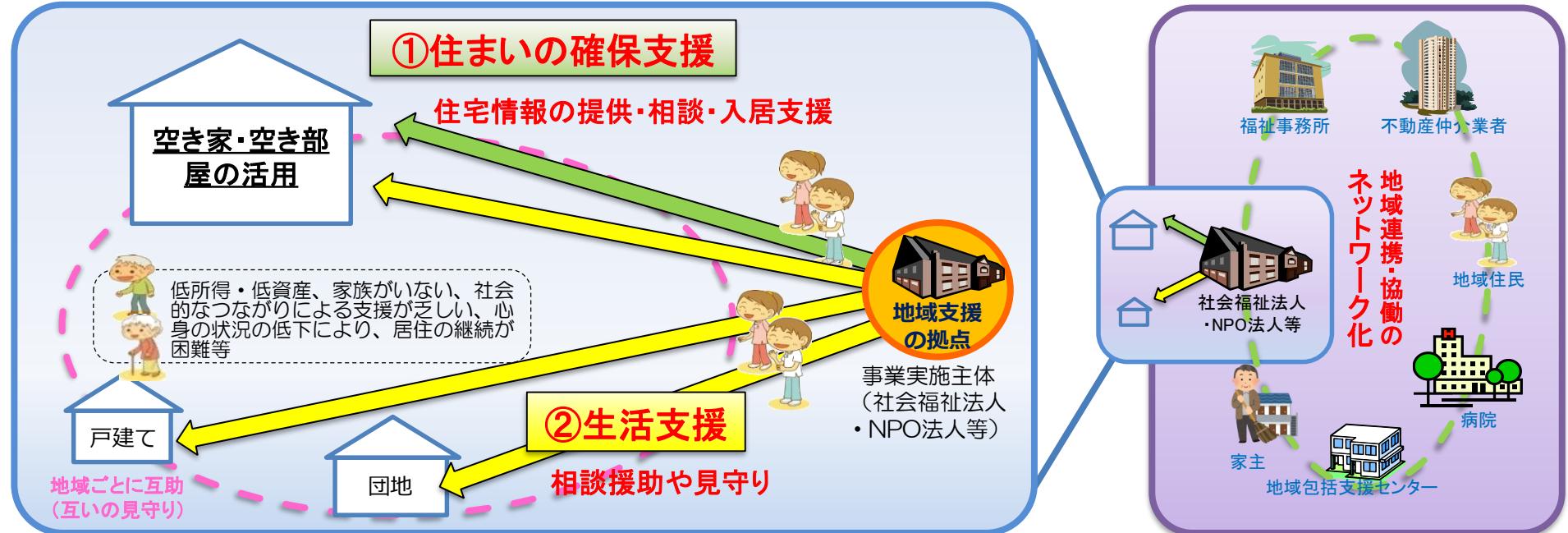
自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やN P O法人等が、地域連携・協働のネットワークを構築し、

①既存の空家等を活用した住まいの確保を支援するとともに、②日常的な相談等（生活支援）や見守りにより、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備する事業に対して助成を行う。

2. 実施主体 市区町村（社会福祉法人、N P O法人等への委託可能）

※15自治体が実施

(事業のイメージ)

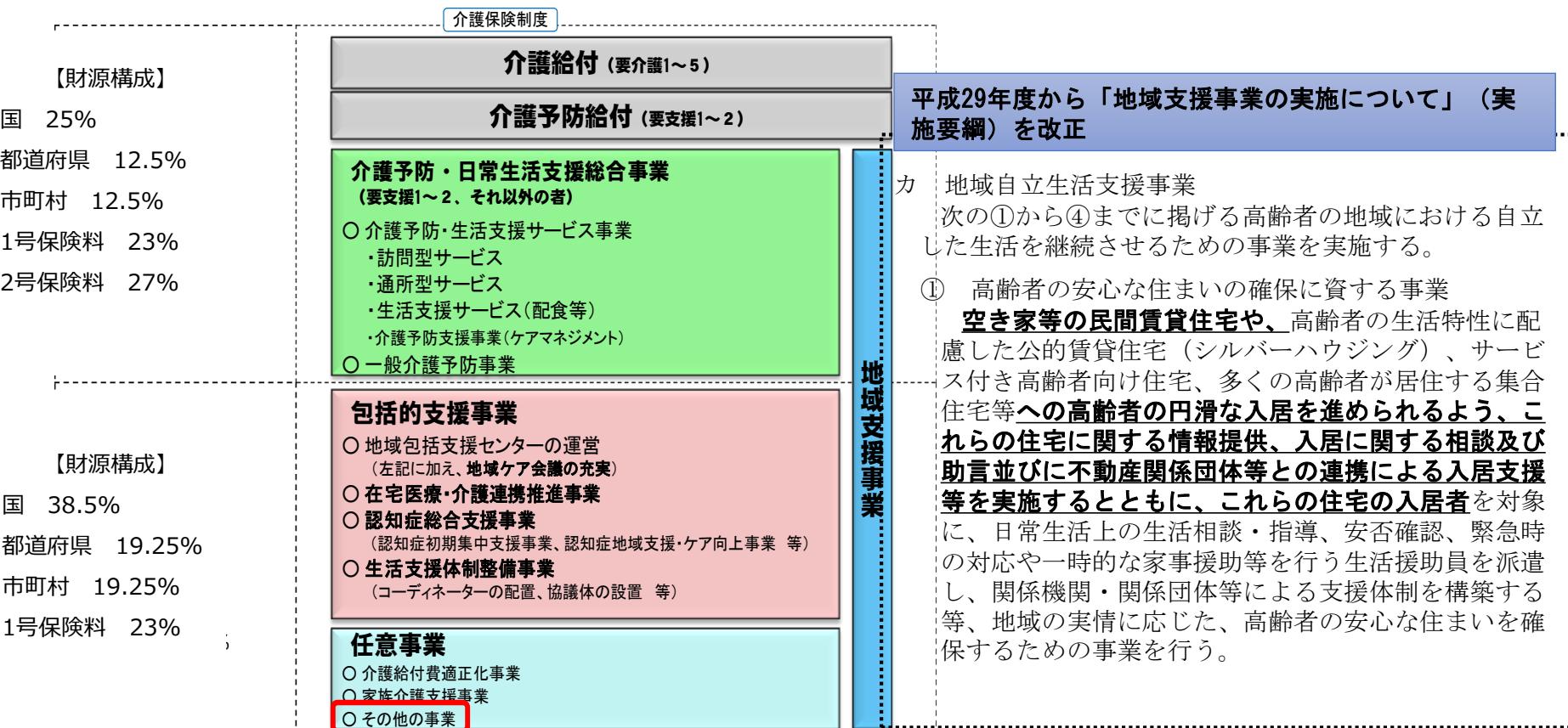


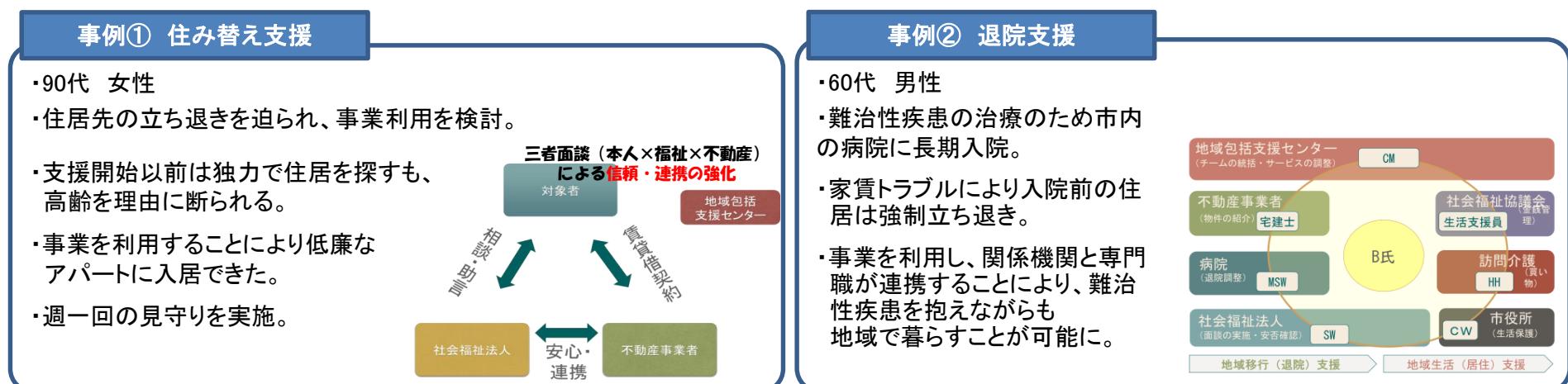
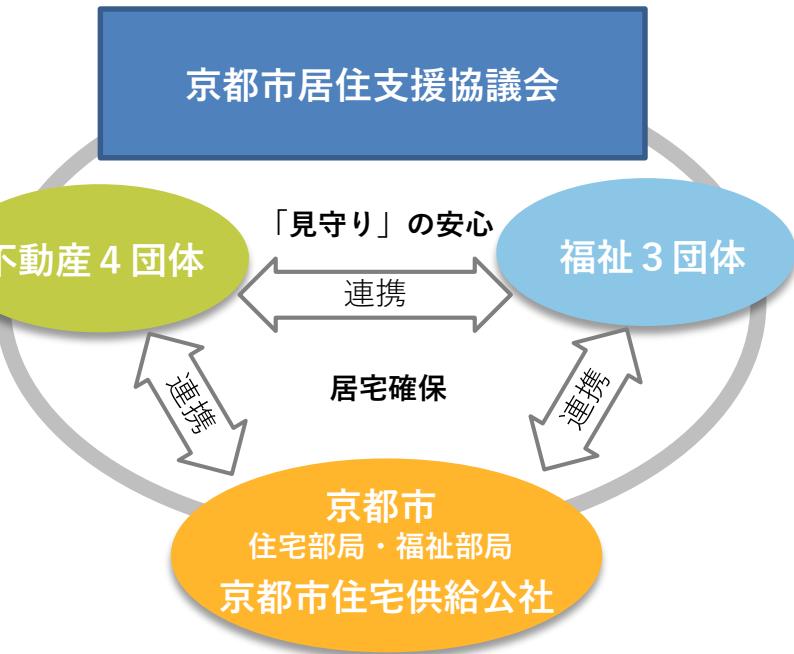
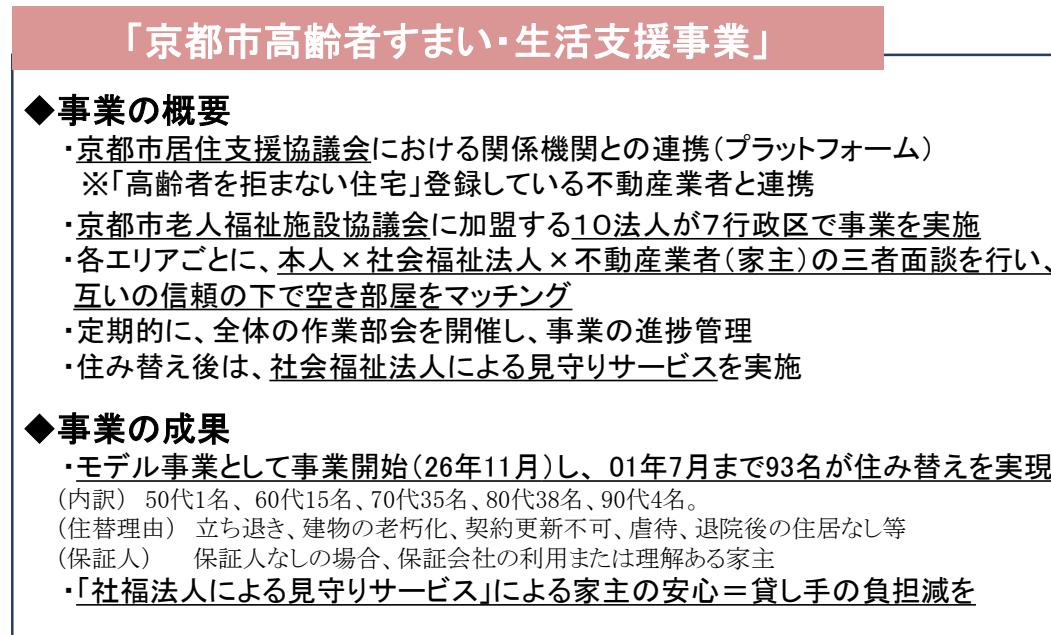
■本事業の取組結果については、下記の高齢者住宅財団ホームページに掲載

<http://www.koujuuzai.or.jp/wp/wp-content/uploads/2019/04/h30report.pdf>

地域支援事業等の活用による全国展開

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行ってきたが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っていく。
- 具体的には、**地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行ったところ。**





「雫石町低所得高齢者等住まい・生活支援事業」

◆事業の概要

(法人の問題意識)

- 養護老人ホームには、地域の社会資源を効果的に利用すれば、必ずしも措置入所せずに地域で暮らすことができる方がいる可能性。
- また、入所時の課題が解決され、地域に戻れる入所者もいるが、入所時に住む場所を失くしているため、地域に戻りたくても戻れない状況。

(事業概要)

- 養護老人ホーム「松寿荘」は、空き家・貸家を活用し、対象者に住まいの支援と生活支援を実施。

※養護老人ホームのノウハウによる自立支援

○対象者

- ・低所得高齢者、家屋の老朽化等により不安を抱かれている方
- ・過疎地域で冬期間の生活が困難な方
- ・養護老人ホーム利用者で地域生活が可能と思われる高齢者

○住まいの支援

法人が借り上げた空き家・貸家を転貸(計4件)

※法人による家賃の一部補助

※家主は、借受人が社会福祉法人であるため安心して貸せる。

○生活支援

1名の専任職員(嘱託)を雇用。法人職員と連携し毎朝夕の安否確認、通院・買物支援等や地域行事に関する情報提供と参加時の支援。

※地域の民生委員による協力を受けつつ、社会福祉法人が24時間 バックアップ。

◆事業の成果

- 令和元年10月現在、5世帯6名が町事業を利用(単身4人、親子一組)。50代障害者も利用。

○高齢者だけない、制度の狭間に陥った多様なニーズに対応。

- 支援内容は、当初は手厚く、信頼関係を築いてから手を放していく、現状は移動支援と事務的な諸手続等への支援程度。いずれの利用者も、劣悪な居住環境から住替えて、生活が整い、自立意欲も高まった。

○利用者どうしの交流もはじまっている。



「住まいサポートふくおか」

◆事業の概要

- ・保証人、緊急連絡先確保が困難な高齢者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居及び入居後の支援を行う。
- ・制度に協力する不動産会社及び各種支援団体で構成されるプラットフォームを構築
- ・福岡市社会福祉協議会が事業主体
- ・福岡市社協にコーディネーターを配置し、相談者に対して支援団体が提供するサービスの組み合わせを提案
- ・社協が各種支援団体に支援プランを提示することにより、本人と支援団体（サービス事業者）は、円滑に契約を締結

◆事業の成果

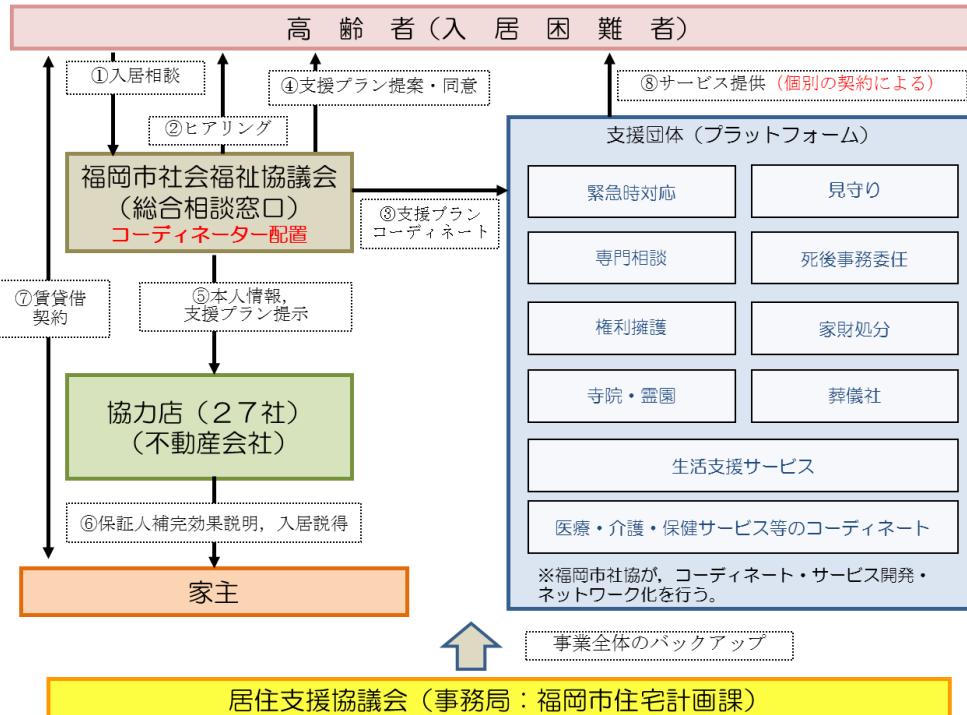
- ・事業開始(26年10月)から28年11月末まで、相談件数463件、賃貸借契約件数112件を実現

(相談の内訳)

- ・単身女性が最多(246件)
- ・80歳以上が125件、70~79歳が224件、69歳以下は169件
- ・転居理由は、「家賃」(低廉な住宅への住替え)が100件で最多。次いで「立ち退き」92件
- ・希望家賃は3万円代が最多。次いで4万円代、3万未満

事例 住み替え支援

- ・80代 女性
- ・住まい一マンション4階(エレベーターなし)での一人暮らし
- ・親族 一弟がいるが高齢、甥は遠方に住む
- ・疾患 一心疾患(ペースメーカー植え込み)
- ・手帳 一身障1級
- ・収入 一年金月215,000円
- ・債務 一家賃3ヶ月分(180,000円) 社会保険料等(200,000円程度)
- ・課題 一心筋梗塞を発症し、治療費がかさんだことで家賃を滞納してしまい、所有者から退去を命じられた。自分で不動産会社をまわるが部屋を借りることができなかつた。



市社会福祉協議会において以下のサービスをコーディネート

- 見守り - 「ふれあいネットワーク」によるボランティアの定期訪問
- 貸付 - 生活福祉資金「転宅費」の利用
- 家計相談 - 一生協が行う家計相談を利用
- 家財処分 - 不要な家財の処分と引越支援
- 手続支援 - 民生委員による引越前のフォロー

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

令和4年度予算（令和3年度当初予算額）：19,800千円（23,540千円）

1. 目的

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進まないとの意見があるところ。
- このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

2. 事業内容

厚労省職員や有識者等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援の実施。

① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

具体的な事業の実施に向けて、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題に対する検討等の実施にあたって、有識者や、厚生労働省職員、国土交通省職員等を派遣し、アドバイスや事業関係者の調整等を実施。

② 制度や取組の事例、パンフレット等の周知

課題を踏まえた取組の事例等について周知
(本事業においては、事業の検討過程にも着目し、課題把握や取組に至った事例について、経緯等を含めて整理し、事業の検討にあたって実用的なパンフレット等作成を想定)

③ 第1線で活動されている行政職員・有識者の紹介

①の実施にあたって、必要に応じて既に取組を実施している自治体の職員や制度創設に関わった有識者等を紹介。

見守り等にかかる費用を「地域支援事業交付金」により支援。

※以前は「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として支援。

<自治体における検討の流れ>

○自治体における課題の顕在化

高齢者が大家から入居を断られ
て、居住確保が困難な状況 等

支援

○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・ 実態把握
- ・ 関係者との調整
- ・ 事業の具体化の検討

支援

○事業の実施

- ・ 相談対応、不動産店への同行
- ・ 社会福祉法人による見守り 等

令和3年度「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」支援団体一覧

【地方公共団体への支援】

応募団体名	応募部局	応募動機・取組方針
愛知県岡崎市	福祉部ふくし相談課	民間賃貸住宅の需要が高く、また空き住戸や低廉な家賃の住宅も少ないため、高齢者等の住まい確保が困難。地域包括ケアシステムでいうところの「住まい」関係との連携に取り組む。
愛知県稻沢市	市民福祉部福祉課、稻沢市社会福祉協議会	福祉相談のワンストップ化を掲げているものの、住まい関係の相談に対応できていない。庁内各部署の実態把握や「居住支援」の共通言語化、意識合わせに取り組む。
岐阜県多治見市	福祉部高齢福祉課	高齢者等の住宅確保要配慮者が増えることが見込まれるので支援体制を整えたい。
滋賀県東近江市	健康福祉部長寿福祉課、都市整備部住宅課、社会福祉法人六心会	活用可能な物件リサーチ、行政との協力体制強化、協力不動産業者・大家の発掘、地域関係団体との連携体制づくりに取り組む。
島根県西ノ島町	健康福祉課	町内の高齢者向け住まいは、町営住宅と特別養護老人ホーム、養護老人ホームのみ。入所条件に該当しない「要介護2までで、課税世帯の方」、特に在宅生活が困難な方の安心して暮らせる住まいの確保が課題。

【社会福祉法人への支援】

応募団体名	所在地	応募動機・取組方針
社会福祉法人 千葉県厚生事業団	千葉県柏市	柏市北西部を中心に、民生委員、福祉関係者、大手不動産業者等とのネットワーク(あんしんネットワーク)を構築し、包括的に高齢者の居住支援を行っていく必要性を実感。養護老人ホームでの措置と契約による入所で高齢者の居住安定を目指す。
社会福祉法人 暁谷福祉会	大分県日出町	居住支援法人として支援体制を組織的に整えつつ、地域への周知活動や具体的な支援に取り組む。
社会福祉法人 偕生会	大分県豊後大野市	社会生活のためには住まいの確保と生活支援、そして就労支援を一体的に提供する必要性を実感。住まいと働く場(一般就労や介護助手、有償ボランティア等)の選択肢の幅を広げる。

- 令和3年度事業パンフレット～地域における居住支援の実現に向けた多様なアプローチ～ ※各団体の取組の経過や成果等を掲載
<https://www.mhlw.go.jp/content/000934597.pdf>